

○静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令

(昭和 51 年 6 月 3 日静岡県警察本部訓令第 6 号)

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、本部長が処理する事務（静岡県公安委員会事務専決規則（昭和 62 年県公委規則第 8 号）第 2 条の規定により本部長が専決することのできる事務を含む。）の決裁について必要な事項を定めるものとする。

(本部長決裁事項及び部課長等専決事項)

第 2 条 本部長が処理する事務のうち、本部長の決裁を受けなければならない事務及び部課長等が専決することができる事務は、別表 1 に定めるところによる。

2 別表 1 に列記した事務以外の事務（公安委員会の権限に属する事務を除く。）については、別表 1 の基準に照らし、本部長の決裁を受け、又は部課長等が専決するものとする。

(署長の専決事項)

第 3 条 別表 2 に列記した事務については、署長が専決することができる。

(異例に属する事務の処理)

第 4 条 部課長等又は署長は、前 2 条の規定により専決することのできる事務であっても、重要又は異例と認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(軽易な事務の専決)

第 5 条 部課長等又は署長は、その専決することのできる事務のうち軽易な事務は、必要により所属の職員に専決させることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和 51 年 6 月 10 日から施行する。

2 静岡県警察事務決裁規程（昭和 38 年県本部訓令第 11 号）は廃止する。

附 則(昭和 52 年 3 月 12 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 52 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 3 月 17 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 53 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 1 月 18 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 2 月 22 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 54 年 3 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 22 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 4 月 28 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 55 年 3 月 26 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 30 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 7 月 8 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 56 年 7 月 16 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 8 月 29 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 56 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 10 月 31 日県本部訓令第 20 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 56 年 11 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和 57 年 11 月 4 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 57 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 13 日県本部訓令第 2 号)抄

- 2 この訓令は、昭和 58 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 3 月 16 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 58 年 3 月 22 日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和 59 年 3 月 26 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 14 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 13 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 20 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 1 月 29 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 23 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成元年5月2日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成元年5月7日から施行する。

附 則(平成元年8月1日県本部訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年9月27日県本部訓令第30号)

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成2年2月6日県本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月26日県本部訓令第10号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年4月10日県本部訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年8月31日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則(平成2年12月28日県本部訓令第26号)

この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則(平成3年3月1日県本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月1日県本部訓令第4号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年8月8日県本部訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年2月28日県本部訓令第3号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成4年3月21日県本部訓令第8号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成4年3月25日県本部訓令第12号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年10月29日県本部訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年1月7日県本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月19日県本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年7月30日県本部訓令第22号)

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

附 則(平成6年2月7日県本部訓令第2号)

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日県本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年5月10日県本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日県本部訓令第25号)

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成6年10月28日県本部訓令第33号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成7年4月25日県本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月28日県本部訓令第25号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月27日県本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年5月8日県本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年10月17日県本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月31日県本部訓令第13号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月1日県本部訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年4月8日県本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月24日県本部訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月6日県本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月22日県本部訓令第17号)

この訓令は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 10 月 20 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 11 月 24 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 1 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 22 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 6 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 20 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 31 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 2 月 28 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 6 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 5 月 1 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月 13 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 27 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 16 年 1 月 27 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月 28 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 28 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 28 日県本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 30 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 16 年 11 月 30 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 24 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 17 年 2 月 24 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 18 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日県本部訓令第 14 号)

1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この訓令の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 90 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる施行の日の前日までの間、改正後の静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令別表 1 の 850 の項及び 851 の項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定により行うことができる道路交通法の一部を改正する法律第 3 条の規定による改正後の道路交通法」とする。

附 則(平成 17 年 4 月 26 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日県本部訓令第 26 号)

この訓令は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日県本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 17 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 25 日県本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 18 年 8 月 25 日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 6 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は平成 18 年 11 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 8 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 17 日県本部訓令第 20 号)

この訓令中別表 1 に 911 の項から 921 の項までを加える改正規定及び別表 2 に 162 の項から 166 の項までを加える改正規定は平成 19 年 6 月 1 日から、その他の改正規定は制定の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 13 日県本部訓令第 40 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則(平成 19 年 10 月 12 日県本部訓令第 45 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 20 年 1 月 24 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 20 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 6 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 19 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 22 日県本部訓令第 31 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 20 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 24 日県本部訓令第 34 号)

この訓令は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 4 日県本部訓令第 40 号)

この訓令は、平成 20 年 9 月 4 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 30 日県本部訓令第 48 号)

この訓令は、平成 20 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 19 日県本部訓令第 52 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 18 日県本部訓令第 51 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日県本部訓令第 53 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 8 日県本部訓令第 56 号)

この訓令は、平成 20 年 12 月 8 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 17 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日県本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日県本部訓令第 32 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月 18 日県本部訓令第 38 号)

この訓令は、平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

附 則(平成 21 年 8 月 19 日県本部訓令第 43 号)

この訓令は、平成 21 年 8 月 19 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 29 日県本部訓令第 49 号)

この訓令は、平成 21 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 3 日県本部訓令第 62 号)

この訓令は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 10 日県本部訓令第 63 号)

この訓令は、平成 21 年 12 月 10 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 25 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 22 年 2 月 25 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 8 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 19 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 11 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 15 日県本部訓令第 26 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 20 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 21 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 22 年 6 月 21 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 20 日県本部訓令第 29 号)

この訓令は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 7 月 7 日県本部訓令第 37 号)

この訓令は、平成 22 年 7 月 7 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 7 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 15 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 7 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 7 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 14 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 7 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 21 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 26 日県本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 24 年 1 月 26 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 5 月 17 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 5 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 14 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 27 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 4 日県本部訓令第 25 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 18 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 18 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 20 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 30 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日県本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 26 年 9 月 24 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 26 年 12 月 18 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 20 日県本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 26 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 13 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 20 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の別表 1 の 701 及び 703 の項の改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 18 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 9 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 22 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、平成 28 年 7 月 22 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 8 日県本部訓令第 26 号)

この訓令は、平成 28 年 9 月 8 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日県本部訓令第 28 号)

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 15 日県本部訓令第 33 号)

この訓令は、平成 28 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 22 日県本部訓令第 34 号)

この訓令は、平成 29 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 26 日県本部訓令第 36 号)

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 13 日県本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 13 日県本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 1 月 17 日県本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 31 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日県本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 31 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 22 日県本部訓令第 6 号)

この訓令は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 11 月 21 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 8 日県本部訓令第 13 号)

この訓令は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 8 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、令和 2 年 10 月 8 日から施行する。

附 則(令和 2 年 11 月 26 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 20 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(令和 3 年 8 月 23 日県本部訓令第 17 号)

この訓令は、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 11 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 24 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和4年3月4日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則(令和4年3月23日県本部訓令第16号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和4年3月30日県本部訓令第23号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月28日県本部訓令第24号)

この訓令は、令和4年4月29日から施行する。

附 則(令和4年5月13日県本部訓令第26号)

この訓令は、令和4年5月13日から施行する。

附 則(令和4年6月9日県本部訓令第27号)

この訓令は、令和4年6月9日から施行する。

附 則(令和4年7月8日県本部訓令第28号)

この訓令は、令和4年7月8日から施行する。

附 則(令和4年9月15日県本部訓令第29号)

この訓令は、令和4年9月15日から施行する。

附 則(令和4年9月29日県本部訓令第30号)

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年12月23日県本部訓令第31号)

この訓令は、令和4年12月23日から施行する。

附 則(令和5年3月16日県本部訓令第17号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県本部訓令第20号)

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。

附 則(令和5年3月24日県本部訓令第21号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月30日県本部訓令第25号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年県条例第39号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の静岡県警察本部長事務決裁に関する訓令別表1の218の項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員及び」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び」とする。

附 則(令和5年3月31日県本部訓令第26号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日県本部訓令第 29 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 6 月 30 日県本部訓令第 39 号)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 31 日県本部訓令第 45 号)

この訓令は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 26 日県本部訓令第 7 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日県本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日県本部訓令第 12 号)

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 7 月 12 日県本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 6 年 7 月 14 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 11 日県本部訓令第 21 号)

この訓令は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 19 日県本部訓令第 22 号)

この訓令は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 26 日県本部訓令第 23 号)

この訓令は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。

附 則(令和 6 年 9 月 26 日県本部訓令第 24 号)

この訓令は、令和 6 年 9 月 26 日から施行する。ただし、別表 1 の 779 の項の改正規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 25 日県本部訓令第 26 号)

この訓令は、令和 6 年 10 月 25 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 19 日県本部訓令第 32 号)

この訓令は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 4 日県本部訓令第 4 号)

この訓令は、令和 7 年 2 月 4 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 20 日県本部訓令第 5 号)

この訓令は、令和 7 年 2 月 20 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 21 日県本部訓令第 8 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし第 2 条及び第 4 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 25 日県本部訓令第 11 号)

この訓令は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

別表 1

番号	事 務 内 容	主管課	本部長 決裁	部長等 専決	課長等 専決	摘要
1	静岡県条例、静岡県規則、静岡県公安委員会規則、静岡県公安委員会規程及び静岡県公安委員会告示の制定又は改廃の手續に関する こと。	各課等 共通	○			
2	静岡県警察本部告示、静岡県警察本部訓令及び例規通達の制定又は改廃（用語又は字句の置き換え、訂正等輕易な改正を除く。）に関する こと。	各課等 共通	○			
3	静岡県警察本部告示、静岡県警察本部訓令及び例規通達の制定又は改廃（用語又は字句の置き換え、訂正等輕易な改正に限る。）に関する こと。	警務課		○		所管所属の申請に基づき改正
4	静岡県公安委員会の会議に提出する議案及び資料（定例的な旬報、月報等を除く。）に関する こと。	各課等 共通	○			
5	県議会関係の答弁資料に関する こと。	各課等 共通	○			
6	重要な施策の立案に関する こと。	各課等 共通	○			重要なものの例 警察運営の方針、予算又は制度の改廃、各部門に関連し、又は県下全署にわたり、若しくは社会的反響の大きい各種の指導取締りの実施等
7	施策の立案（本部長の決裁事項とされているものを除く。）に関する こと。	各課等 共通		○		
8	重要な行事計画の策定に関する こと。	各課等 共通	○			重要なものの例 本部長の出席を求めて行う式典、会議若しくは催しもの等年間の主要行事

以下（別表 1）省略

別表 2

番号	事 務 内 容		摘要
101	遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号)	1	第 25 条第 1 項に規定する施設占有者に対する報告又は資料の提出の求めに関すること。
		2	第 25 条第 2 項に規定する特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出の求め又は保管物件の提示の求めに関すること。
		3	第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する施設占有者又は特例施設占有者に対する指示に関すること。
102	遺失物法施行規則 (平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号)	1	第 28 条に規定する特例施設占有者の指定に係る申請書の受理等に関すること。
		2	第 29 条第 1 項に規定する指定特例施設占有者の公示事項の変更届出の受理に関すること。
		3	第 29 条第 3 項に規定する指定特例施設占有者の第 28 条第 3 項に掲げる書類の記載事項の変更届出の受理に関すること。
103	静岡県公安委員会特例施設占有者の指定等に関する規則 (平成 19 年静岡県公安委員会規則第 28 号)	1	第 2 条第 1 項に規定する特例施設占有者に対する指定通知書の通知に関すること。
		2	第 2 条第 2 項に規定する特例施設占有者に対する不指定通知書の通知に関すること。
		3	第 4 条に規定する特例施設占有者の指定の取消しに係る聴聞及び指定取消通知書の通知に関すること。
		4	第 6 条に規定する特例施設占有者に対する指示に係る弁明の機会の付与に関すること。
201	部分休業の承認後の一部取消しに関すること。		

以下（別表 2）省略